

沿岸広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成26年3月11日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 路線名 宮古岩泉線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町上有芸字蝦夷館11番6地先から13番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月11日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 平成26年3月11日から同年4月11日まで